

(別紙1)

令和8年度 高齢者施設等防災・減災対策等補助金の概要（1次協議分）

既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 補助対象施設

次に掲げる既存の小規模高齢者施設等であって、避難が困難な要介護者（消防法施行規則第5条第6項第1号に規定する避難が困難な要介護者という。）を主として入居又は宿泊させることとなったこと等により、消防法令に定めるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備が新たに必要となったもの

- ・ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- ・ 定員30人以上の有料老人ホーム
- ・ 宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所

○ 補助対象事業

- ・ 延べ面積1,000㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、スプリンクラー設備を設置する事業（スプリンクラー設備の設置に当たり消火ポンプユニット等を併せて設置する事業を含む。）
- ・ 延べ床面積300㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、自動火災報知設備を設置する事業
- ・ 延べ床面積500㎡未満の既存の小規模高齢者施設等において、消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業

○ 対象経費

- ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
- ・ 別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

○ 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの

○ 留意事項

- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

- ・ m²単位による補助であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があるため、「別紙 3-1 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、提出資料を作成すること。
- ・ 併せて「別添 2 補助対象面積確認シート」も提出すること。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ スプリンクラー設備：定額（補助上限 1 m²当たり 1,046 万円）
- ・ 消火ポンプユニット等：定額（補助上限 1 施設当たり 263 万円）
- ・ 自動火災報知設備：定額（補助上限 1 施設当たり 117 万円）
- ・ 消防機関へ通報する火災報知設備：定額（補助上限 1 施設当たり 35.1 万円）

社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業

○ 補助対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和 4 年 4 月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもの

- ・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- ・ 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- ・ 定員 30 人以上の介護医療院
- ・ 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A 型・B 型）
- ・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム

○ 補助対象事業

利用者等の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（修繕等の内容は「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」の別記（大規模修繕等支援事業における内容について）を参照）を実施する事業

○ 対象経費

- ・ 事業の実施に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）
- ・ 別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

- 対象外経費
 - ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
 - ・ 土地の買収又は整地に要する費用
 - ・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
 - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
- 留意事項
 - ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
 - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。
 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。
- 基準単価
 - ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
 - ・ 国 1/2、県 1/4
 - ・ 補助上限：総事業費 6,640 万円

国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

- 補助対象施設

次に掲げる高齢者施設等であって、当該施設等において非常用自家発電設備整備事業、水害対策強化事業、ブロック塀等改修整備事業を実施するもの

 - ・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
 - ・ 定員 30 人以上の介護老人保健施設
 - ・ 定員 30 人以上の介護医療院
 - ・ 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
 - ・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム
 - 補助対象事業
 - ・ 国土強靱化対策事業と一体的に行う大規模な修繕等（修繕等の内容は「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」の別記（大規模修繕等支援事業における内容について）を参照）を実施するもの。なお、一体的に実施する国土強靱化対策については次のとおりとする。
- ① 今回の協議において、国土強靱化対策分（ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い採択されたもの。

② 本協議実施時点において、本交付金の国土強靱化対策分に係る交付決定を受け、事業を実施しているもの。

③ 平成30年2月1日以降に実施された国土強靱化対策であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了したものであること（全額事業主負担によるものを含む。）。

※本協議において国土強靱化関連事業が不採択となった場合は、国土強靱化事業と一体的に実施する大規模修繕等支援事業についても不採択とするので留意されたい。

○ 対象経費

・ 事業の実施に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）

・ 別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

○ 対象外経費

・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの

・ 土地の買収又は整地に要する費用

・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの

○ 留意事項

・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。

・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

○ 基準単価

・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。

ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積

イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

・ 国 1/3、県 1/3

・ 補助上限：総事業費 3,160 万円

高齢者施設等の水害対策強化事業

○ 補助対象施設

対象地域に掲げるいずれかの区域に所在する高齢者施設等であって、次に掲げるもの

- ・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- ・ 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- ・ 定員 30 人以上の介護医療院
- ・ 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- ・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム

○対象地域

- ・ 建築基準法第 39 条により指定された災害危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条により指定された土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により指定された津波災害警戒区域及び同法第 72 条により指定された津波災害特別警戒区域
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第 2 条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- ・ 水防法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する浸水想定区域（同法第 14 条により指定された洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法第 2 条により作成された地域法再計画等で定める区域

○ 補助対象事業

台風等に伴う洪水、高潮による被害、土砂災害及び集中豪雨等による水災害の発生時における利用者等の円滑な避難の実施及び水災害による被害の軽減を図るため、下表に掲げる整備を行う事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後 17 年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。） ・ 高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ 2 階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修

	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの） ・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備
<p>浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の被害を軽減するための整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設 ・電気室等の扉の防水扉への改修 ・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであって、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置 ・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備

○ 対象経費

- ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
- ・ 別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

○ 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの

○ 留意事項

- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設

全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ 国 1/2、県 1/4
- ・ 補助上限：なし

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

○ 補助対象施設

- ・ 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- ・ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ・ 定員30人以上の介護医療院
- ・ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- ・ 定員30人以上の養護老人ホーム

○ 補助対象事業

- ・ 災害により長期の停電等が発生した場合であっても、その機能を維持するために必要な電源を確保するため、次に掲げる全ての要件を満たす非常用自家発電設備（燃料貯蔵用のタンクを含む。）を整備する事業

(ア) 専ら非常時に用いるものであって、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの

(イ) 電気及びガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるもの

※本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過したものの更新及び高齢者施設等の機能の維持のための発電容量の増加や燃料貯蔵用タンクの貯蔵量の増加のための改造等の工事を含むものとする。なお、非常用自家発電設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保される場所とするよう留意すること。

※耐震性が確保されていることが分かる資料（アンカーボルト計算書等）を整備すること。

○ 対象経費

- ・ 事業の実施に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
- ・ ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

○ 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの

- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの

○ 留意事項

- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ 国 1/2、県 1/4
- ・ 補助上限：なし 補助下限：対象経費の実支出額 500 万円（ただし、自家発電設備整備については燃料タンクの整備に係る金額以外の金額）

高齢者施設等の給水設備整備事業

○ 補助対象施設

- ・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム
- ・ 定員 30 人以上の介護老人保健施設
- ・ 定員 30 人以上の介護医療院
- ・ 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
- ・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム

○ 補助対象事業

高齢者施設等において、災害等により長期の断水等が発生した場合であっても、その機能の維持に必要な水を確保するため、給水設備（受水槽及び地下水利用のための設備（ろ過設備等）であって、停電時等でも一定の利用が可能であり、長期の断水に備え、備蓄用の飲料水の確保状況も踏まえつつ、3日間（72時間）以上の高齢者施設等の事業継続が可能であると認められるものをいう。）を整備する事業

※本事業における整備については、新設のほか、修繕、法定耐用年数を経過した設備の更新及び受水槽の容量の増加のための改造等を含むものとする。

※なお、給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐

震性が確保される場所とするよう留意すること。

※耐震性が確保されていることが分かる資料（アンカーボルト計算書等）を整備すること。

○ 対象経費

- ・ 事業の実施に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
- ・ ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

○ 対象外経費

- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
- ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの

○ 留意事項

- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
- ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ 国 1/2、県 1/4
- ・ 補助上限：なし 補助下限：対象経費の実支出額 500 万円

ブロック塀等改修整備事業

○ 補助対象施設

- ・ 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設にあつては定員規模に関わらない。）
- ・ 定員30人以上の介護老人保健施設
- ・ 定員30人以上の介護医療院
- ・ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）

- ・ 定員30人以上の養護老人ホーム
 - ・ 定員30人以上の有料老人ホーム
 - ・ 定員30人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
 - ・ 通所介護事業所（定員19名以上）
 - ・ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（定員規模に関わらない。）
 - ・ 老人福祉施設付設作業所（定員規模に関わらない。）
 - ・ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（定員規模に関わらない。）
 - ・ 在宅複合型施設（定員規模に関わらない。）
- 補助対象事業
- ・ 高齢者施設等の敷地内に設置されているブロック塀等（コンクリートブロック塀（壁）、石塀（壁）、煉瓦塀（壁）等その他これに類するものをいう。）について、安全点検の結果、損壊するおそれがある等、安全性に問題があると認められるものについて、安全性を確保するための整備（解体・撤去、再設置（解体・撤去後に生垣やフェンス等、ブロック塀等以外のものを設置する場合を含む。）、改修等）を行う事業

なお、本事業における整備箇所については、安全点検の結果は問題がないブロック塀等であっても、安全性に問題があるブロック塀等に接続されている等の理由により、一体的に整備を実施することが適当と認められる部分についても対象として差し支えない。
- 対象経費
- ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
 - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費
- ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
 - ・ 土地の買収又は整地に要する費用
 - ・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
 - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
- 留意事項
- ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
 - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

- 基準単価
 - ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積
- 補助率
 - ・ 国：1/2、県：1/4
 - ・ 補助上限：なし 補助下限：なし

高齢者施設等における換気設備整備事業

- 補助対象施設（いずれも定員 30 名以上の大規模施設）
 - ・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設にあつては定員規模に関わらない。）
 - ・ 定員 30 人以上の介護老人保健施設
 - ・ 定員 30 人以上の介護医療院
 - ・ 定員 30 人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）
 - ・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム
 - ・ 定員 30 人以上の有料老人ホーム
 - ・ 定員 30 人以上の老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設されていないものに限る。）
- 補助対象事業
 - ・ 感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの
- 対象経費
 - ・ 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
 - ・ 工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
- 対象外経費
 - ・ 内示又は交付決定前に着手（入札手続き等を含む。）したもの
 - ・ 土地の買収又は整地に要する費用
 - ・ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
 - ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
 - ・ 当補助金の他の事業による助成対象となるもの
- 留意事項
 - ・ 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。
 - ・ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対

象事業所等が設置されている施設)においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

○ 基準単価

- ・ 次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。
 - ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積
 - イ 工事請負業者の見積

○ 補助率

- ・ 定額（補助上限 1 m²当たり 4,310 円）